

第4期松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画に係るパブリックコメント(意見募集)の結果について

- 1 意見の募集期間: 令和4年12月20日から令和5年1月19日まで
- 2 意見の募集結果: ・ご意見をいただいた人数 5人(内訳:メール5人)
 ・ご意見をいただいた件数 14 件

3 いただいたご意見の分類

分類内容	件数
1. 市の状況、	1件
2. 第3期計画の評価等	3件
3. 内容の説明等	2件
4. 重点達成目標	4件
5. 施策内容	4件

No.	分類	計画のページ	意見内容	回答案
1	1.市の状況	P14	<p>■障害者手帳所持者数の推移 グラフで3種類(精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者、身体障害者手帳保持者)に分けてグラフ化されていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を3種類で分類しないでください。各等級、種類がわかりません。人数の把握、記載願います。(下記に記載の分類での分布(人数)がわからないと、障害者に寄り添ったことはできません。) ・等級及び内容まで分析して、どのような推移をしているか判断願います。 ・その内容をもとに計画を反映してください。 <p><参考>【障害手帳の内容分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳【1級、2級、3級】 ・療育手帳【A1, A2, B1, B2】 ・身体障害者手帳【視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓機能の障害】 	<p>松阪市の状況を多くの市民に広く内容を把握していただくため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮の分野のそれぞれの概要として掲載しています。</p> <p>障がい福祉施策の詳細につきましては、第5期松阪市障がい者計画、第6期松阪市障がい福祉計画及び第2期松阪市障がい児福祉計画に掲載しています。</p>

No.	分類	計画のページ	意見内容	回答案
2	2.第3期計画の評価等	P27 3行目	<p>「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」など、防災を切り口とした避難行動要支援者名簿やカルテ作成など必要性を強く感じている地域が多くなっています。の内容で、カルテ、要援護者カルテとは、内閣府「個別避難計画」、松阪市「個別避難計画(避難支援プラン)」ですか、又は、別のものですか。</p> <p>別のものであれば、個別避難計画の作成は他部署のことなので関係無いという考えですか。</p>	<p>地域福祉計画の「要援護者カルテ」とは、内閣府「個別避難計画」、松阪市「個別避難計画(避難支援プラン)」と別のものになります。</p> <p>要援護者カルテとは、在宅で暮らしている高齢者や障がい者の方などで、ご自身の力だけでは避難の判断や移動が難しく、地域の手助けが必要な方の情報を松阪市社会福祉協議会がまとめたものです。</p> <p>“いざ”というときに迅速な対応ができるよう避難誘導などの支援が必要な方を事前に地域で把握する方法の一つとして地域での作成を推進しています。</p> <p>また、地域における平時からの見守り体制を築く取り組みは、防災に特化したものではなく、地域のつながりを深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりの活動としても役立っています。</p>
3	2.第3期計画の評価等	P27 5行目	<p>「要援護者カルテ」を作成したものの、継続した運用に課題を感じている地域がみられます。</p> <p>2022年10月4日の中日新聞(17頁)(三重総合)にて 松阪市の避難行動要支援者 1万5395人、個人情報開示同意人数 5646人、個別避難計画 不明となっていますが、松阪市として個別避難計画作成数の把握はできていないのでしょうか。作成数が把握できていないことも問題ではありませんか。他部署の案件でも、問題意識をもって対応願います。</p>	<p>「要援護者カルテ」を作成したものの、継続した運用に課題を感じる地域が見られます。」については、課題についての説明を次の通り追記し修正します。</p> <p>「要援護者カルテ」を策定したものの、情報の更新や役員交代による継続した運用など課題を感じている地域がみられます。個別避難計画作成数について、作成済みの地域もありますが市では把握していない現状です。個別避難計画の作成については、当事者と当事者の日常生活において一番近い存在である家族、地域の支援者、ケアマネジャーや相談支援員の方々の支援が必要です。令和3年法改正では個別避難計画の作成が市町の努力義務となり避難行動要支援者全員の個別避難計画を作成するのが望ましいのですが、市(防災部局)では危険な地域にお住いの避難行動要支援者を優先的に計画の作成を考えており、防災部局と連携し作成支援を行っていきます。</p>
4	2.第3期計画の評価等	P27 5行目	<p>「要援護者カルテ」を作成したものの、継続した運用に課題を感じている地域がみられます。</p> <p>個別避難計画の内容が書かれている「避難行動要支援者名簿活用の手引き」が避難行動要支援者及び支援者が行動できる内容ではないのですか。見直しが必要ではありませんか。他部署の案件でも、問題意識をもって対応願います。</p>	<p>「避難行動要支援者名簿活用の手引き」については、地域福祉である共助を主体に、地域における共助による避難体制づくりを促進しており、避難行動要支援者及び支援者が行動できる内容としております。地域福祉計画を他部署にも共有し、地域福祉の取り組みをそれぞれの計画の策定や業務に反映するよう取り組みます。</p>

No.	分類	計画のページ	意見内容	回答案
5	3.表現の説明	P47	施策の推進で市民に期待される役割にある「関係団体等」は何を指すのですか	地域福祉計画での関係団体は、企業、商店、社会福祉法人や福祉事業所、学校、医師会などの職能団体やNPO、地域包括支援センター、各種福祉団体などを指します。 関係団体等の語彙説明を追記します。
6	3.表現の説明	P26	平成25年6月の災害対策基本法の一部改正内容に沿った内容の記載 <現記載内容> 18 要配慮者:体力の衰えた高齢者、心身障害者、乳幼児、外国人、妊産婦や傷病者など「災害時に特に配慮を必要とする人」のこと。 ↓ <変更後記載内容(案)> 18 要配慮者:災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方」のこと。	ご提案のとおり訂正いたします。
7	4.重点達成目標	P47	重点達成目標に福祉のまると相談室の認知度を挙げ、令和6年度末までに80%とあります。 相談室はどこへ、いつまでに、全部で何箇所設置されるのですか 令和6年度までに全て設置されたうえで認知度なのですか、達成度の評価基準が不明確ではないでしょうか。	福祉まると相談室は、おおむね中学校区に設置していきます。しかしながら、人口、面積等、地区により様々であることから、地域等と協議しながら、できるだけ早い時期に市内円域への設置を進めていきます。 福祉まると相談室の認知度につきましては、令和6年度までに全て設置できないことも考えられ、達成度の評価基準が不明確であることから、重点目標の変更も検討します。
8	4.重点達成目標	P34 P51	ネットワークづくり、つながりづくりのためには、今一度「パートナーシップの意識の向上(意識の啓発)」が必要と考えます。意識変容がない中、行動変容を求められると「やらされ感」から成長しないからです。 P31で示されているSDGsでもパートナーシップは17番目の目標であり、全体を包摂する重要な位置づけです。そのことからP34の「第4期計画に向けて」では、パートナーとなる「産・官・学・民」に向けてのSDGs研修を定期的実施し、意識啓発を充実させてください。また、アンケートで市民意識がどれくらい向上しているのかを効果測定していただき、数値で表れにくいことこそ経年変化を追い可視化させてください。	P52の「みんなで取り組む」地域福祉教育に取り組むテーマのひとつとして「SDGsの取り組み」を掲げております。 SDGs視点で地域を見たときに見える方がどのように変化するのか、パートナーシップをどのように構築していくのか、SDGsを通じて子どもたちに「地域を想うあたたかな心」を育めるよう取り組みます。 市民意識調査にも、地域福祉にかかる質問項目を追加し、検証します。

No.	分類	計画のページ	意見内容	回答案
9	4.重点達成目標	P60	<p>「出会い・つながり・支え合い」の「これから」を考える際、まず「誰と出会っていないか。誰とつながっていないか」と考えていくことで、補いたい部分を再確認したいところです。産官学民・老若男女で確認すれば、「企業、若者」の参画が増えることで支え合いも向上すると考えます。多様なセクターや属性の方々が集う場を新しく作っていただき、そこに企業からの参加人数、若者の参加人数を目標にさせていただきたいです。まずは、その場に「誰がいるのか」を確認し、充実したプラットフォームをつくることで、課題解決への新しい発案や行動も生まれると考えます。</p>	<p>場づくりおよびネットワークづくりを考えていく上で、ご指摘の「誰と出会っていないか。誰とつながっていないか」という分析は非常に重要と考えます。</p> <p>P61「出会い・つながり・支え合い」の社協が取り組むこと</p> <p>①「多世代が交流できる機会づくりときっかけづくりの支援」</p> <p>P66「地域の福祉活動を支え、課題解決へとつながるしくみの構築」の社協が取り組むこと</p> <p>①「多様な主体が地域課題を共有し、それぞれの特色を活かしながら地域福祉活動へ参加し協力できるきっかけづくり」</p> <p>③「SDGs」を共通の目標とした課題解決への取り組み 等の取組みの中で「企業・若者」へターゲットを絞った企画や研修も積極的に取り組んでいきます。</p>
10	4.重点達成目標	P60	<p>成年後見センターの役割について、利用促進強化が目標としてうたわれているが、現行の成年後見制度については様々な問題点も指摘されている。国連の障がい者権利条約委員会では日本の成年後見制度自体が権利条約の趣旨に反するとの意見も出されている。このような指摘を受け、現行の代行決定から当事者の意思を尊重する意思決定支援の重要性が主張されている。このような最近の動きから成年後見制度の利用促進が、単に数だけの増加によって目標達成の評価とにならないようお願いしたい。後見センターにおいてはこのことを十分に理解の上、相談のあった人に本当に必要となるかどうかを適切に判断し、後見申立の支援をするようお願いしたい。また行政、社協が取り組むことの中に「当事者の意思決定」を尊重することの重要性ならびに意思決定支援の必要性についての記述が欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、現行の成年後見制度については、身上保護等福祉的な視点などで様々な課題が生じていることから「第2期成年後見制度利用促進計画」において、当事者の意思決定支援の重要性がうたわれています。</p> <p>このことを踏まえて、行政が「権利擁護に関する理解の周知」を図り、社会福祉協議会として「本人らしい生活の継続のために必要な会議の運用等を行う機関」として取り組むことで、「当事者の意思決定」を尊重する必要性を広く認知できるよう努めます。また、当事者が制度のメリットを実感できる活用となるよう、適切な判断により後見申立て支援を進めます。</p> <p>目標達成の評価については、令和2年7月より成年後見センターを設立し、認知度と相談件数を掲げさせていただいております。件数だけでなく認知度も確認することで、利用するべき方が利用できていることも考えられ、相談件数を目標達成の評価といたします。</p>
11	5.施策内容	P60	<p>行政、社協が取り組むことの中に「当事者の意思決定」を尊重することの重要性ならびに意思決定支援の必要性についての記述が欲しい。</p>	<p>行政、社協が取り組むことの中に「当事者の意思決定」を尊重することの重要性ならびに意思決定支援の必要性についての内容等を追記します。</p>

No.	分類	計画のページ	意見内容	回答案
12	5.施策内容	P61	<p>「出会い、つながり、支え合いの場づくり」として参加の場までの移動支援を検討していますが、社会福祉協議会が取り組むことになっています。</p> <p>行政としての取り組みに記載がないのは何故ですか。</p> <p>松阪市総合計画において「地域公共交通の充実」では交通弱者の移動手段の確保という点で具体的に検討していくとしています。行政としての取り組むべきことを記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>行政の取り組みでは、地域づくり事業、地域資源の情報共有と情報発信の中での対応になると考えます。地域で取り組む交通ボランティアの紹介や取り組もうとする地域へのコーディネートになります。</p> <p>地域福祉計画においては、誰もが気軽に参加できる場づくりの取り組みの中に、参加者の移動手段も含めて取り組んでいきたいことも含んでいます。</p>
13	5.施策内容	P79	<p>「犯罪や非行をした人への支援」保護司会等の支援期間が終了した後のかかわり、つながり、福祉支援に繋がっていないという課題(P78)に対して、行政の取組として就労支援と住居確保だけなのではないでしょうか。これだけでは解決できないと思います。</p> <p>保護司の皆さんや支援団体はどのような支援体制を求めておられるのか、ニーズを把握したうえでその取り組みを計画に反映すべきではないでしょうか。</p>	<p>松阪市と保護司会とは、保護観察対象者等の社会復帰のため、まずは、就労と住居が必要であることから、就労支援と住居確保の支援を行う協定を結んでいます。保護司会等の支援期間後の福祉支援については、本計画の基本の一つであります属性や世代問わない相談支援の取り組み中での対応にしていくこととあります。ニーズの把握については、保護司会と協議した取り組み内容となっています。</p>
14	5.施策内容	全体	<p>コロナ禍の予想のつきにくい中、特にここ数年は非常事態でありながら、現状をよく捉えていて、課題や目指す姿も具体的に書かれていると思います。</p> <p>ただ、不登校、出生率、片親世帯などの数字の変化を考えると、子どもの置かれている現状はまだまだ厳しいものが続くように思われます。</p> <p>若年層への支援を手厚くしていただきたいと希望します。</p>	<p>地域福祉計画を推進することで、地域が一体となって、子どもたちがいつまでも幸せに暮らすことができるまちづくりが実現できるよう子育て支援施策も推進していきます。</p>